平成２６年（フ）第１号
山口県長門市西深川1545番地
破産者　野村　正夫
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第１４５号
徳島県徳島市一宮町東丁458番地２、住民票上の住所徳島市川内町上別宮東54番地の９
破産者　岡部　弘実
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５８号
青森県八戸市大字白銀町字三島下24番地311、前住所東京都八王子市東中野283番地10
破産者　佐々木幸司
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第３５４号
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目43番６号　第６日野ビル703
破産者　藤井　　葵
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８４号
横浜市西区元久保町12番７―101号
破産者　渡邉　元気
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０２号
福井県吉田郡永平寺町光明寺第８号14番地２
破産者　吉田　裕亮
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１８号
福井市三郎丸１丁目912番地
破産者　島田　行雄
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３４０号
福井県吉田郡永平寺町光明寺第８号６番地１
破産者　吉田富美男
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４７号
福井市文京３丁目14番１号　明春コーポ401号室
破産者　アスペックこと　冨田　徳明
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３８号
長野県松本市井川城３丁目１番27号　サンヴィレッジ島崎Ｂ201
破産者　小日向輝信
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第６５号
山口県山陽小野田市大字厚狭1768番地29
破産者　品末　竹彦
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第４１号
徳島県阿南市那賀川町敷地34番地３
破産者　播田　健司
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第３３７号
宮崎市堀川町14―５、住民票上の住所宮崎市清武町加納甲1946番地37
破産者　日比野次郎
1　決定年月日　平成26年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２４号
埼玉県秩父市中村町４丁目５番36号
破産者　加藤　岳信
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
福島県石川郡玉川村大字山小屋字丸内田45番地の３
破産者　石森四郎一
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第５１６５号
大阪市生野区林寺４丁目13番29号　カーサ21―302号
破産者　畑　利喜也
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９９４号
大阪市西淀川区佃１丁目26番４―1208号
破産者　野村　英司
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８号
大阪市東淀川区豊里１丁目４番18号　レオパレス21豊里105号
破産者　荻野　一哉
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９６９号
大阪府東大阪市六万寺町１丁目20番32号
破産者　遠矢　純尚
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部